

## 技術提案課題及び技術提案書作成要領

### 1 技術提案を求める業務の基本条件及び技術提案課題

#### (1) 基本条件

新潟市建築設計業務委託特記仕様書による

#### (2) 技術提案課題

##### 課題 小学校の用途を変更し文書館とする上での配慮事項と工夫について

本施設は旧太田小学校を改修し（仮称）新潟市文書館を整備するものである。建築物の用途を変更し文書館にすることから、設計にあっては関係法規を含め配慮が必要であり、また工夫によってコストの増大を抑えていくことが求められる。設計にあたり配慮する事項とこれらに対する設計上の工夫（業務を進めるうえでの工夫や設計における解決策）を提案してください。

### 2 技術提案書作成要領

#### (1) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- ・技術提案書は、文章のみで記載してください。ただし、表を用いた表現は認めます。
- ・本要領に記載された事項以外の内容や平面図、立面図、断面図、パースやスケッチなどの図を含む技術提案書については、無効とする。

#### (2) 提出物及び提出部数

技術提案書の提出日までに次の書類を提出すること。

##### ① 次の書類について、5部提出すること。

なお、書類の作成にあっては、次の順に左上1か所をホチキス止めとし、5部のうち1部のみ「(様式1) 技術提案書」に住所・会社名・代表者名・電話番号・E-mail アドレスを記入、押印すること。

※ファイル綴じ等を行わないでください。

- (様式1) 技術提案書
- (様式2) 業務実施方針及び手法
- (様式3) 技術提案課題に対する提案

##### ② 次の書類について、1部提出すること。

なお、書類の作成にあつては、次の順に左上1か所をホチキス止めとすること。

○（様式4） 事務所の設計業務実績

※「事務所の設計業務実績」には、官公需適格組合の担当事務所としての実績は含めないものとします。

※「設計業務実績」とは延面積 200 m<sup>2</sup>以上の用途の変更（建築基準法第87条第1項に規定する「建築物の用途を変更して第6条第1項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合」に該当するものに限る。）にかかるものとします。なお、該当がない場合は記入しないで提出してください。以下、様式5・様式6についても同様です。

○ 事務所の設計業務実績が確認できる資料の写し

※「設計業務実績が確認できる資料」とは、計画通知書、確認申請書、設計契約書、雑誌掲載記事等の写しとします。以下、様式5・様式6についても同様です。

○（様式5） 管理技術者の設計業務実績

○ 管理技術者の設計業務実績が確認できる資料の写し

○（様式6） 主任技術者（計画・意匠担当）の設計業務実績

○主任技術者（計画・意匠担当）の設計業務実績が確認できる資料の写し

○（様式7） 業務実施体制表

○業務実施体制表に記載している資格が確認できる資格書の写し

○業務実績体制表に記載している、管理技術者及び主任技術者に係る、公益財団法人建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する「建築 CPD 実績証明書」で、平成28年5月から平成31年4月までのみの認定時間が記載されているもの。